

資料
1

持続可能な保護司制度の 確立に向けた検討会

中間取りまとめ (案)

令和6年3月

目 次

I 保護司・保護司制度を取り巻く現状	1 頁
II 課題事項	3 頁
III 課題事項に関する検討結果	4 頁
1. 推薦・委嘱の手順、年齢条件 [今後講じていく施策等]	4 頁 6 頁
2. 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化 [今後講じていく施策等]	9 頁 1 3 頁
3. 待遇、活動環境 [今後講じていく施策等]	1 5 頁 2 0 頁
4. 保護司の使命 [今後講じていく施策等]	2 4 頁 2 6 頁
参考 1 検討会構成員名簿	2 9 頁
参考 2 検討会スケジュール	3 0 頁
参考 3 保護司関係法規	3 1 頁

I 保護司・保護司制度を取り巻く現状

我が国の更生保護は、慈愛の心に基づく明治時代の免囚保護事業に源を発し、保護司を始めとする多くの民間篤志家の努力により、世界に類を見ない官民協働態勢のもとで発展を遂げてきた。

昭和25年に保護司法が制定されて、現在の保護司制度の骨格が作られて以降、全国の保護司は、「人は変われる」という信念のもと、同じ地域に住む隣人の一人として、罪を犯した人や非行のある少年たちの個々の立ち直りを支援する処遇活動を行うとともに、広報啓発や犯罪予防などの地域活動にも積極的に取り組んできた。

平成10年には、保護司及び保護司組織の活動のこれまでの実績を踏まえ、保護司の職務の明確化、保護司組織の法定化、地方公共団体による協力の充実化などを目的とした、保護司法の改正が行われた。

令和3年には、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都コングレス）のサイドイベントとして開催した「世界保護司会議」において、「世界保護司デー」の創設等を盛り込んだ「京都保護司宣言」が採択されるなど、“HOGOSHI”の輪は世界への広がりを見せていく。

他方で、近年、保護司の担い手確保が次第に困難となり、高齢化が進んでいく。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されて久しい。

これに対し、法務省においては、保護司の活動基盤強化と負担軽減等のために、保護司実費弁償金の充実、保護司会の拠点である更生保護サポートセンターの設置、保護司活動のデジタル化（保護司専用ホームページH@の導入）、保護観察事件等担当の複数指名制の導入などを実施してきた。また、保護司適任者の確保に向けて、地域から情報を収集するための保護司候補者検討協議会、保護司活動インターンシップ、広報を強化する保護司セミナーなどにも取り組んできた。

しかし、保護司の減少傾向・高齢化という大きな流れには、なかなか歯止めがかからない。

地域ボランティア全体が人材確保の課題に直面する中、保護司という比較的困難な、しかし、やり甲斐を感じてくださることの多いボランティアに、どのようにすれば適任の方になっていただけるのか、そのための検討は待ったなしの正念場を迎えていた。

これまでにも、例えば、保護観察官と保護司の協働態勢の強化、公募や資格制、報酬制などといった観点から、様々な指摘が繰り返しなされてきたところであるが、更に様々な角度から早急に検討を深めていく必要がある。

折しも、持続可能な社会（将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させることができるような社会）の構築が目指される中、社会の変化を見据え、安全で安心して暮らせる地域社会、ひいては日本社会の基盤をなしてきた保護司制度についても、それを持続可能なものとし次世代につないでいくことが求められている。すなわち、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するために、地域社会の一員として誰かが担わなくてはならない役割を果たし続けている保護司に対して、改めて更生保護行政（更生保護官署）が真摯に耳を傾け、保護司の価値を得心した上で、幅広い年齢層の保護司適任者が長く保護司活動を継続できるような施策に取り組んでいくことが求められている

のである。

そこで、令和5年3月17日に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」【施策番号64】が盛り込まれたことに基づき、令和5年5月17日付け法務大臣決定として、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し、検討することとされた。

持続可能な保護司制度の確立に向け、今後講じていく施策は、保護司からの具体的な要望に基づき、次世代に着実につないでいくために、できる限りのことをするものでなければならない。そこで、若手からベテランに至るまで保護司の多様な要望を広く把握し、それら一つひとつについて、どのような施策が可能かを検討した。

もとより、価値観の多様化が著しい我が国の社会情勢の変化を予測することは困難であるが、次世代の保護司制度は、若手とベテランの世代間の考え方の相違を乗り越え、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合える環境の下で、国民からの理解もより広く得られるものとする必要がある。

以上の観点に立って、若手とベテランの双方の要望を可能な限り満たし、更生保護官署及び保護司組織において真の実効性を持って運用される施策の策定を目指すこととした。

II 課題事項

「第二次再犯防止推進計画」に盛り込まれた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行」【施策番号 64】において、「法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。」こととされた。

その中で挙げられている検討すべき課題事項を、保護司に委嘱され、実際に保護司として活動していく流れに沿って、「推薦・委嘱の手順、年齢条件」、「職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化」及び「待遇、活動環境」に整理することとし、さらに、前記3つの実務的な課題事項を横断的に貫く理念的な課題事項として、「保護司の使命」を新たに加えることとした。

4つの課題事項とそれに関する保護司の主な意見等は以下のとおりであり、これらを踏まえて検討を行った。

〔推薦・委嘱の手順、年齢条件〕

- ・保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、第7条（任期）
- ・公募制の導入
- ・委嘱時・再任時上限年齢の取扱い 等

〔職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化〕

- ・保護司法第8条の2（職務の遂行）
- ・処遇活動又は地域活動のみを行う等の担当制（保護司活動の限定）の導入
- ・事件を担当することへの不安・負担の軽減
- ・平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官の対応 等

〔待遇、活動環境〕

- ・保護司法第2条（設置区域及び定数）、第11条（費用の支給）、第13条（保護司会）、第17条（地方公共団体の協力）
- ・会費・実費負担の取扱い
- ・報酬制の導入
- ・デジタル化の推進
- ・更生保護サポートセンターの在り方
- ・保護区・保護司会の在り方
- ・社会的認知度の向上・広報の在り方 等

〔保護司の使命〕

- ・保護司法第1条（保護司の使命）、第9条（服務）
- ・これからの時代を見据えた保護司の使命 等

III 課題事項に関する検討結果

1. 推薦・委嘱の手順、年齢条件

〔現状認識〕

「推薦・委嘱の手順」、殊に適任者確保については、従来、~~退任する~~保護司が自らの人脈を活用して後任者を探す方法が主流であったが、平成20年から、保護司活動に対する地域の理解を深め、幅広い人材から保護司の適任者を確保するとともに、保護司候補者の推薦手続の一層の適正化を図るため、地域の事情に精通した様々な分野の方々の協力を得て、保護区ごとに保護司候補者検討協議会を設置している。

「年齢条件」については、少年との世代間ギャップの拡大を考慮し、平成16年度から再任時上限年齢を76歳未満（新任時65歳以下）とする定年制を導入した。また、「保護司制度の基盤整備に関する検討会」報告書において、年金（厚生年金）の受給年齢が65歳に引き上げられることや65歳でも就業中の者が増加していることから、定年退職後に保護司活動に意欲を示す者の委嘱を促進するため、新任時の年齢制限を1歳程度引き上げることが効果的であるとの指摘がなされ、平成24年度から新任時の年齢制限を原則として66歳以下とした。さらに、令和3年度から、保護司本人の希望により、78歳になる前日まで再任を可能とする特例再任の取組を導入した。

このほか、平成28年度から、保護司会が地域住民又は地域の関係機関・団体に所属する者等に保護司活動を体験する機会を提供する、「保護司活動インターンシップ」を実施しており、令和4年度からは、保護司が地域の関係機関・団体、民間企業等に対し保護司活動等について紹介することにより、いわゆる現役世代を始め保護司適任者を確保する間口の拡大等を目的とした、「保護司セミナー」を実施している。

しかしながら、「人となりが分かるから。」「保護司会の活動も大事で、協調性が求められるから。」などといった理由から、依然として、保護司適任者の確保を保護司の人脈に依存している状況にあり、この方策が地域によっては限界に達しているとの指摘がある。また、平均寿命の延伸に加え、高年齢者雇用安定法の改正（令和3年4月1日施行）により、70歳までの就業機会を確保（努力義務）することとされたことなどから、委嘱時（新任時）の上限年齢（66歳）との間にズレが生じているとの指摘がある。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

全国の保護司に対しヒアリング等を行ったところ、主に次のような意見が寄せられている。

①適任者確保の在り方

- ・地方公共団体と協働して計画的に適任者確保を進める。
- ・BBS会員や更生保護女性会員の中から新任保護司を推薦する。
- ・女性保護司適任者の確保は大きな課題。更生保護における女性の存在は、更生保護及び犯罪予防啓発の大きな前進となる。
- ・保護司候補者検討協議会のスムーズな開催に保護観察所が積極的に関与する。保護司・保護司会任せにしない。
- ・保護司候補者検討協議会が設置されていなかったり、形骸化している

保護区があることから、充実に向けた工夫が必要である。

- ・保護司活動インターンシップを積極的に活用する。
- ・新任保護司の発掘とともに、現役の保護司の早期退任を防止する方策が必要である。
- ・保護司適任者確保の問題を保護司・保護司会に任せすぎなので、自治体に協力を求めるなど保護観察所も積極的に取り組んでほしい。
- ・誰でもいいからと確保した結果、事件の担当を断る、研修に参加しないなど責任感や協調性のない保護司が増えており、保護司の質が低下しているのではないか。
- ・充足率や欠員の状況に一喜一憂して不適格者を確保するのではなく、地道に息長く適任者を確保すべき。
- ・適格性を欠く保護司への対応として、解嘱手続を簡素化してほしい。

②公募制の導入

- ・公募制による自薦を試験的に実施する。ただし、どの機関が採否の判断をするのかが課題。保護観察所が公募・選考するべき。
- ・公募制に準ずる形で、保護司セミナーの実施や地方公共団体が発行する広報誌を通じた方法により、広く人材を求めた方が良い。
- ・まずは保護司や保護司会に関する認知度の向上があつてのこと。できるだけ多くの方々、特に若い方々に知つてもらう必要がある。
- ・広報等をきっかけに自発的に保護司会や保護観察所に問合せがある。必要な情報は保護観察所から保護司会へ連絡しているなど、既に公募的な取扱いがされている。
- ・保護司は誰でもいいというものではない。お願いした人を推薦していくべき。
- ・保護司適任者の確保には、なり手の人柄を知る必要があることから、保護司候補者検討協議会や保護司の人脈によることが望ましいが、保護司の社会的認知度を高めるためにも公募制に取り組むこともあり得る。ただし、適格性を欠く者への対応は保護観察所が行うべき。
- ・保護司委嘱に関しては、候補者の人物像等が把握できる推薦の形が望ましく、公募制には不安が残る。
- ・時として、保護司会の中で長年培われてきた事柄に対する新任保護司のアジェンダー的言動に、違和感を覚える保護司も存在する。公募制は制度というより、各地区の保護司会に委ねた方が良い。

③自薦者への対応

- ・自薦で保護司になった人は、自身が考えていた保護司活動と実際の活動にギャップが生じ、早期に退任したり、保護司会の結束を乱すことがある。
- ・自薦の人に生じるギャップについては、事前説明を十分にするほか、保護司活動インターンシップを活用する。
- ・自薦の場合は、その人となりが分からないので、保護司会としても、その人を保護司候補者として推薦すべきか判断に迷ってしまうので、対応手続をマニュアル化する必要がある。
- ・自薦者について、保護司に適任かどうかの判断や不適として断ることの難しさについて検討が必要である。

④年齢条件

- ・新任について、委嘱時原則66歳以下とされているが、近年の定年延長により、定年退職後に地域のボランティアに参加しようという世代

を保護司に迎えることが難しくなっている。

- ・現役世代では、保護司活動の時間を確保することが難しいため、民間企業の定年延長が進んでいることを踏まえ、委嘱・再任時の上限年齢を上げたり、特例再任の期間を延ばしてはどうか。
- ・新任の委嘱時上限年齢を66歳以下から71歳以下に、再任の上限年齢も76歳未満から81歳未満へと年齢条件の「5年引き上げ」が望ましい。
- ・委嘱時の年齢制限をこれまでの委嘱時「原則66歳以下」から、「原則68歳以下」にする等、引き上げることを検討してはどうか。
- ・委嘱時の年齢条件を70歳以下とし、再任時年齢条件を定めない。78歳以降の保護司活動（事件担当を含む。）の制約を設けない。
- ・昨今の雇用情勢に鑑みれば、新任委嘱時の上限年齢は撤廃すべきである。あるいは、引き上げるべきである。ただし、引き上げても、問題の先送りに過ぎない。
- ・社会が大きく変化してきている昨今、新任委嘱時の上限年齢については柔軟に対応すべき。
- ・高齢化が進んでいることを理由に、定年年齢を更に引き上げることは、若い方々の新規委嘱にとって得策でない。若い保護司の中には、世代間格差や不満を感じることがある。
- ・再任の上限年齢の引き上げは保護司・保護司会の高齢化を進行させ、世代交代を阻害する要因となる。
- ・定年年齢は一律とすべきである。あるいは、特例再任制度の状況を見極めるべきである。

⑤具備条件（保護司法第3条第1項関係）

- ・保護司は、人が人として、同じ地域社会の一員として、処遇を通じて改善更生を支える役割を担っている以上、第3条の条件は当然に具備していく欲しいものである。
- ・保護司適任者確保が急務の中、第3条の条件を全てクリアすることを求めるに、困難さを感じる。

⑥任期（保護司法第7条関係）

- ・現在の2年から3年に見直してもいいのではないか。
- ・任期について、3年、4年、5年などに延ばすべき。あるいは、短縮することも含め、年齢や経験年数に応じて弾力的にすべきではないか。
- ・任期は長くして、3年とか4年、5年ごとでもいいのではないか。任期を長くすれば、保護司活動を経験・理解する機会が多くなるし、委嘱手続の簡素化にもつながる。
- ・若い保護司の任期は長くすることも考えられる。
- ・任期はあまり長くすると、なり手の確保が難しくなる。
- ・自薦者を含め保護司になってもらったものの、様々な不具合があつたとしても、解嘱しにくい場合もある。一つの区切りも時として必要。
- ・保護司として適格性を欠く事案や欠格事項に該当する事案が生じた場合には、任期を待たずに解嘱できるようにしてほしい。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 保護司の人脈のみに頼るのではなく、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を既に実施している保護司

会があることを踏まえ、保護局において、令和6年度中に公募の取組の好事例を共有するとともに、保護観察所においては、当該好事例を参考に、保護司会の意向を十分に踏まえ、公募の取組を試行すること。

- (2) 保護局において、令和6年度中に、自薦の保護司候補者の選考について、適任者確保の観点から、保護司活動インターンシップを活用することなどを含むガイドラインを策定するとともに、保護観察所においては、当該ガイドラインを参考に、保護司会の意向を十分に踏まえ、マニュアルを作成すること。
- (3) 保護観察所及び保護司会において、令和7年度から、保護司活動インターンシップや保護司セミナーへの参加、地方公共団体の広報誌等を通じて保護司に関心を持った者や、地方公共団体の職員や職域団体の関係者であった者のうち、現時点では都合により直ちには保護司になることができない者について、本人の意向を十分に踏まえ、将来の保護司を始めとする更生保護ボランティアの候補者として登録するとともに、保護司の地域活動だけでなく広く地域での更生保護活動について理解・協力を得られるよう情報提供すること。
- (4) 上記（3）の登録について、保護観察所及び保護司会において、令和6年度中から、地方公共団体や職域団体の理解・協力を得て、定年退職等が見込まれる当該団体の職員等に対して、社会貢献活動としての保護司や更生保護ボランティアの活動についての説明を行うとともに、適任者である職員等を推薦してもらえるよう地方公共団体や職域団体等に対して積極的に働き掛けること。
- (5) 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、新任委嘱時の上限年齢を撤廃すること。ただし、保護司会における年齢層のバランスに留意すること。
- (6) 超高齢社会を迎えた日本社会において、できる限り長く保護司活動を継続できることが望ましく、特例再任の取組の実施状況をよく見極めつつ、退任年齢の引上げについて検討すること。
検討に当たっては、年齢のみならず、本人の希望や保護観察等事件の担当を含めて保護司活動を継続することができるか等を総合的に考慮して判断できるような仕組みができるよう留意すること。また、次世代の保護司を育成し、層の厚い保護司組織を構築していく観点から、役職の任期・定年について留意すること。
- (7) 上記（5）及び（6）の取組や検討に当たり、いわゆる現役世代が、早い時期からできるだけ長く保護司活動を継続していくことが重要であることから、仕事をしながらでも保護司活動が可能となるような環境の整備に並行して努めること。
- (8) 保護司候補者検討協議会について、保護観察所と保護司会が緊密に連携し、保護区より小さな地域単位（分区・支部、小・中学校区、公民館単位等）での開催や年間に複数回の開催により、丁寧かつ効果的に地域社会の

保護司候補者の確保を実施すること。

- (9) 保護司活動インターンシップや保護司セミナーの取組により、保護司の社会的認知度が高まり、これまでとは異なる層からの保護司候補者の確保に奏功している例もあることから、これらは保護司会主催の取組ではあるものの、保護司会の意向を十分に踏まえ、保護司会と保護観察所との共催にするなど、保護観察所が積極的に支援すること。
- (10) 保護司委嘱後に保護司活動に関する認識の齟齬が生じることを未然に防ぐため、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの取組においては、個人情報の取扱いに留意しつつ、特に、処遇活動の実際の状況や保護観察官との役割分担、犯罪予防活動や保護司会の意義について十分な理解を得られるよう、保護観察所が積極的に支援すること。また、保護司活動インターンシップについては、参加者が保護司活動に対する理解・関心を高められるようにすること、参加者の保護司としての適格性を十分に確認できるようにすることなどが重要であることを踏まえ、体系的に保護司活動を体験する機会を提供すること。
- (11) 幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、いわゆる地域の名士にとどまらない多様な保護司像が求められる。その中にあって、保護司にはその基本的な資質として人格及び行動に誠実さや信頼性が求められることはもとより、保護司会の会員として組織的な活動に取り組むに当たり相互に協力し合うことが要請される。また、多忙とされるいわゆる現役世代の者であっても、地域活動を含む保護司活動のために必要最小限の
~~な~~時間を調整・確保でき~~さえする~~のであれば保護司の適任者たり得る。以上のことなども踏まえ、保護司法第3条（推薦及び委嘱）第1項各号に掲げる保護司の具備条件及びその運用の見直しについて検討すること。
- (12) 保護司法第7条において、保護司の任期は、2年とするとされているところ、保護司に委嘱されてから、処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司としてその能力等を向上させていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、あまりに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ、特に多忙とされるいわゆる現役世代にとって、保護司になることを躊躇させる要因となることなく、保護司に委嘱後、任期中に保護司活動を理解・経験する機会が増えることで、長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、任期の見直しを検討すること。

2. 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

〔現状認識〕

保護司の職務には、大きく分けて、保護観察や生活環境の調整などの「処遇活動」と、犯罪予防活動を始めとする「地域活動」がある。主に、処遇活動は個別に行われ、地域活動は保護司会等の組織により行われる。

処遇活動は、その内容が比較的明確だが、地域活動には様々な活動形態が想定され、保護司法第8条の2（職務の遂行）には、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るために啓発及び宣伝の活動」、「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るために民間団体の活動への協力」、「犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力」などと定められている。さらに、保護司会及び保護司会連合会に関する規則第1条（保護司の従事する事務）には、協力雇用主の確保や雇用の促進、教育・医療・福祉の機関団体からの協力の促進、犯罪予防活動への協力の促進などが定められている。

保護司は、地域社会において、広範かつ多岐にわたる更生保護活動を担っていることから、協働態勢の一方の要である保護司が、その活動に必要な知識や技術等を十分に修得することができるよう、保護司研修要綱を制定し、研修を実施している。

「保護観察官との協働態勢」について、更生保護法第32条（保護司）には、「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。」と定められ、同法第61条（保護観察の実施者）第1項には、「保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をして行わせるものとする。」と定められている。

処遇活動について、経験年数が少ないことや保護観察等事件の減少に伴い担当指名が少ないとことが、保護司の不安材料や早期退任の理由になっている状況等を踏まえ、平成25年度から、新任の保護司が担当する事件等を対象に、複数の保護司が事件を担当することができる保護司複数指名制を導入しており、令和3年度からは、保護観察事件に加え、生活環境調整事件の複数指名も実施している。

保護司の職務内容及び保護観察官との協働態勢は密接に関連しているが、刑事司法手続に参画する民間の保護司の役割は、単に保護観察官を補うものではなく、その価値をより鮮明にすべきであるとの指摘がある。また、実際には、量的にも保護観察官の代替としての役割を果たし、夜間・休日対応等時間的にも保護観察官の業務を補充していることから、保護観察官と保護司の関係性が、主客転倒の状態になっているのではないかとの指摘がある。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

全国の保護司に対しヒアリング等を行ったところ、主に次のような意見が寄せられている。

①保護司の職務の種類に応じた分担制（担当制）の導入

- ・保護司本来の職務を経験し共有することにより、保護司会活動への参

加意欲もわいてくるので、担当制の導入は反対。

- ・犯罪予防活動のみの保護司は必要ない。保護観察対象者や引受人等との経験により犯罪予防活動に対する理解が深まり、活動の在り方が一層懸命になる。
- ・保護司活動に関しての初任者の理解は、概ね保護観察や環境調整など個人としての活動が主であり、地区保護司会活動への参加に関しては理解が進んでいない。近年は、定年延長などもあり、有職の保護司も多くいることから、地区保護司会活動への参加が低調になりやすい。そうした意味では、分担制も有用ではあるが、事件を担当した上で、初めて犯罪予防活動の意義や必要性を再認識することになる。
- ・事件を担当する処遇活動や犯罪予防活動を始めとする地域活動を経験した人でないと、保護司会の運営事務を担うことができないのではないか。これら全てを担うのが保護司である。
- ・地区保護司会内での担当制について、効率化や保護司の負担軽減という面ではメリットも考えられるが、保護司会として組織の一体感をどう醸成するか、違和感を覚える。
- ・犯罪予防活動を保護司の業務から切り離し、地域の犯罪予防活動を行う各種団体に任せるべき。
- ・会計事務処理・IT業務等の従事経験がある保護司を、その専門性をいかし、会計事務のみに特化した業務を行ってもらう担当制については、効率的な組織運営上のメリットはあるが、一方で、保護司活動を限定させることにより、罪を犯した人や非行のある少年を担当し改善更生へ導くという志を失わせかねないデメリットもある。
- ・実費弁償金や助成金等に関する書類が年々増えており、事務のみを行う保護司は検討に値する。
- ・担当制を導入する場合、担当業務が長期間に及ぶことがないよう、期間は2年程度に限定すべき。
- ・特例再任保護司は、保護司会事務担当とする。
- ・保護司会事務のみを担当する者は、保護司の身分を持たない者を事務担当者として新たに配置すべき。
- ・保護司会に係る業務は、事務を処理する専属の事務担当者を雇用することで、煩雑な事務を保護司の業務から切り離す。
- ・保護司会の事務については、保護司会内で工夫し、会員であるすべての保護司がそれぞれの得意分野をいかしながら役割を担うべきではあるが、事務手続については簡素化する必要がある。

②不安や負担の軽減

- ・保護司専用ホームページ(H@)のメッセージボードに相談できるスペースを設け、いつでも投稿でき、保護観察官やベテラン保護司が助言を打ち返すシステムを構築できれば、不安等の軽減につながる。
- ・担当する事件の悩み等に対して、チャットやメーリングリストによる助言や情報共有のシステムを構築し、夜間や休日でも保護観察官やベテラン保護司から適宜助言が受けられる体制づくりをする。
- ・講義形式の研修だけでなく、模擬面接等を取り入れるなど、面接技術の向上につながるような工夫が必要。
- ・事例集・体験談・処遇のQ & A・ガイドライン等があると良い。
- ・最近は、複数指名制によりベテラン保護司が新任保護司をサポートしている。

- ・複数指名制を活用したり、新任保護司研修会等でベテラン保護司との交流を深めていくことが必要。
- ・保護司活動は危険ではないという現実を積極的にアピールしていく必要がある。複数指名制の積極的な導入を行う。
- ・事件を担当してやりがいを感じることができる環境作りが大切。
- ・事件を担当することに不安や孤独を感じる保護司が少なくないため、保護司会による各保護司への相談や支援の態勢整備が必要。そのためには、保護司会運営に係る負担の軽減や保護司会に対する保護観察所からの支援が重要。
- ・事件数が多く保護司が不足している保護区では、保護司が事件に追われ、事件内容も複雑になっている。先輩保護司に相談できる場合は対処できるが、そうでない場合は対応に苦慮するため、相談先が必要。他方で、事件を担当しない保護司が多い保護区では、やりがいを見出せない保護司もいるため、やりがいを感じてもらえる取組が必要。
- ・ケースを担当して初めて保護司としての勉強が始まるのであって、複数指名制を積極的に活用したり、担当数に偏りがないよう、保護区や分区単位で調整するなどして、多くの保護司が事件を担当できるようにすべき。
- ・保護司の負担軽減の観点から、業者への業務委託やアルバイトスタッフの採用などを検討すべき。

③研修等の休日・夜間の実施

- ・若手保護司等現役で働いている世代は平日開催される保護司研修等への参加率が低い傾向があり、他の保護司と交流する機会が少ない。現役世代が参加しやすいよう研修内容の充実、参加方法の工夫、柔軟な日時設定等に保護観察所が取り組むべき。
- ・平日の日中が主になっている定例研修を夜間や休日でも実施していくことなど、保護観察所が積極的に取り組むべき。
- ・保護観察官が休日の振替制度を活用するなど、柔軟に対応すべき。
- ・仕事を持つ保護司が、研修会や会合に出席し易くするためにには、平日夜間や土日の開催が必要である。
- ・仕事を持つ保護司のことを考えれば、平日夜間や休日の研修・会合の実施について配慮すべき。その在り方については、常態化するのではなく、保護司会と保護観察官が調整しながら実施すべき。
- ・リモート研修を含め、総合的な工夫が必要。
- ・保護司同士が顔を合わせる機会を増やすため、中規模・大規模保護区においては、分区単位での研修会・会合を多くする。
- ・研修の場に集まることで、保護司同士の交流が生まれる。保護司の横の連携を高めるためには、そういう機会を設けることも大切。

④研修資料等のデジタル化

- ・保護観察官が講師をする集合研修は維持しつつ、DVDや動画で補講が欲しいという若手保護司の要望がある。
- ・保護司活動を長く続けてもらうために、隙間時間を活用した自主的な学習の材料を用意すべき。
- ・研修会に参加できなかった場合、サポートセンターはもとより、リモートで聴講できるシステムの構築を早期に確立すべき。
- ・研修欠席者補講の動画を保護司専用ホームページ（H@）で配信し、自由時間にそれを受講し結果報告することで研修参加に代える。

- ・テレビ会議システムを併用して本会場とサポートセンターをつなげて、複数会場で実施したり、他の保護区の研修を越境受講できるようにしてはどうか。

⑤保護観察官の積極的関与

- ・平素から保護観察官と連絡を取り合うことが大切。保護司の問い合わせに対して、出来るだけ具体的に、必ず何らかの答えを出すべき。保護司に対する保護観察官のフォローが重要。
- ・保護観察官からの打ち返しがあることで、ノウハウや留意点に気づくことがある。相談相手がないと孤独になり、早期退任につながる。
- ・保護観察官が保護観察対象者と初回面接を行うに当たり、新任保護司を同席させるなどして不安の解消に努め、保護司が事件を担当することのやりがいを実感してもらうことが重要。
- ・複数の担当地区を抱えるなど多忙を極める保護観察官に些細なことを問い合わせることをためらう保護司もいることから、ＩＣＴを活用した個別の相談などが可能な体制を整備すべき。
- ・保護観察官は保護司との人間関係の醸成に努めることも重要であることから、定期的に開催される保護司会役員会等の会議や各種活動に積極的に参加すべき。
- ・保護観察官は、サポートセンター等で週1回程度、諸問題を抱える保護司と面談すべき。保護観察官は、事件担当のみならず、担当保護区内の更生保護女性会など更生保護団体にも関心を持ち、積極的に関わるべき。
- ・保護観察官のサラリーマン化が顕著。就業している保護司が多いため、時間外の研修会や相談等への対応を依頼すると全て断られる。残業を強要するわけではないが、対人間関係を重視する保護司の仕事を考えると、協力的であるべき。
- ・保護観察官は保護司からの報告書に打ち返しをすべき。夜間・休日でも保護観察官に相談できる体制を整えてほしい。定期的に、保護観察官と保護司が相談できるような機会を設けてほしい。保護観察官は、積極的に保護司会を往訪し、担当する地区でどのようなことが起きているのか把握してほしい。
- ・研修場所や会合場所は、地方公共団体の施設を借りていることが多いことから、地方公共団体の協力を得るべく、保護観察官も積極的に関与すべき。
- ・現役世代の保護司の職場に対する理解促進のための働き掛けや、地方公共団体等に対する保護司活動への協力依頼等、保護観察官は能動的に取り組むべき。
- ・保護観察官からは、更生保護法第29条第2号に定める、「犯罪予防を図るため、世論を啓発」する活動が見えてこない。

⑥保護司法第8条の2関係

- ・保護司が犯罪の予防を図るための宣伝活動に従事していることが広く理解されていない。
- ・保護司に求められる至極当然の業務で、地域における犯罪予防活動、保護司会の事務などに限定した保護司活動などあり得ない。いくら困難であっても、保護観察官や先輩保護司の援助を受けながら進めてきたのが保護司という仕事。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。そのため、この両方の活動を担い得る適任者を確保しその能力等を向上させていくことが求められているとともに、保護司会ごとに、その実情に応じ、多忙により活動に制約が生じてしまういわゆる現役世代にも配意し、幅広い年齢層の保護司が携わることができる活動の在り方を模索していく必要がある。その模索に当たっては、保護司会の意向を十分に踏まえ、保護観察所においても必要な協力をを行うこと。
- また、保護司活動の在り方については、多様な背景を持つ保護司が相互に協力し合いながら取り組めるよう、保護司の数、年齢層、処遇活動と地域活動の実態や傾向を踏まえつつ、不断の見直しを図ることに留意すること。
- (2) 保護司会運営事務の業務量が増大し、その事務を保護司が担っている状況に鑑み、令和5年度から、全国の保護観察所（支部3庁を含む。）に実費弁償金の請求書作成等の保護司会運営に関する事務を補助する保護司会運営補助賃金職員を配置していることから、保護局において、本取組の状況を踏まえ、保護司会の事務負担軽減等保護司が処遇活動と地域活動に専念できるような環境の整備に向けた更なる支援の充実を図ること。
- (3) 令和3年度に運用を開始した保護司専用ホームページ（H@）について、保護観察事件等に係る報告書の作成・提出、研修資料等の閲覧、保護司・保護司組織・保護観察所間のメッセージの送受信等、順次、機能の拡充に努めてきたところであり、保護局において、引き続き、研修動画の閲覧や研修の復習・補講等eラーニング機能の拡充等を図ること。併せて、保護観察所において、保護司専用ホームページ（H@）についての丁寧な周知や、アカウント登録に向けた支援を行うことにより、多くの保護司による活用を促進すること。
- (4) 保護観察事件や生活環境調整事件を担当する保護司の不安や負担を軽減するとともに、保護観察等の実施者としての保護司の処遇能力の維持・向上を図るために、保護観察所において、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司複数指名制を一層積極的に活用すること。
- (5) 保護観察終了後も、引き続き、かつての保護観察対象者からの求めに応じて、助言や援助を行っている保護司がいる現状に鑑み、更生保護法第88条の2に定める刑執行終了者等に対する援助に当たっては、保護観察官が主体となって行うことはもとより、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司においても必要な援助を行うことができるようすること。
- (6) 犯罪予防活動を始めとする保護司・保護司会の地域活動を通じて、保護司・保護司会が地域社会とつながり地域社会に浸透することで、改善更生や再犯防止のための社会環境を整備しているだけでなく、生きづらさや孤独などを抱えた人に手を差し伸べ、寄り添い、ひいては犯罪や非行を未然に予防する誰一人取り残さない社会の実現に向けた社会環境を醸成している。その重要性を踏まえ、保護観察所において、保護司・保護司会とより

一層連携しながら、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与する更生保護や保護司の意義に重点を置いた広報・啓発に取り組むこと。

- (7) 犯罪予防活動を始めとする保護司・保護司会の地域活動は、保護観察事件等を担当することに比べて、その効果を容易に可視化しづらいところ、更生保護や保護司の取組が、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現にどのようなインパクトを与えていているのかについての調査研究を実施すること。
- (8) 保護観察官は、「更生保護行政における組織理念」（令和3年1月）の行動指針に基づき、地区担当官として、担当する地区的更生保護活動について、丸ごと我が事として、粘り強く誠実かつ積極的に取り組むこと。
- (9) 適任保護司を幅広く確保し、その育成を図る上において、土日・夜間を含め広く研修の機会を確保することは極めて重要であることから、デジタル技術の活用によるリモート研修を実施すること、土日における研修については週休日の振替を活用すること、平日夜間における研修については早出遅出勤務を活用することなど、保護観察所は、保護司会の意向を踏まえ、柔軟かつ積極的に対応すること。なお、デジタル技術を活用したリモート研修の実施に当たっては、保護司専用ホームページ（H@）のeラーニング機能を活用するとともに、個人情報保護の観点から必要なセキュリティ対策を講じること。
- (10) 保護司活動の構造的な負担軽減を図るため、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化すること。
- (11) 安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、その重要性も増していること、人間科学の専門的知識を有する保護観察官と地域社会との密接な関係を有する保護司とが、それぞれの優位性を活かしつつ相互に補完し合いながら職務を遂行することにより、相乗効果を発揮できる関係であるべきことを踏まえ、関係法令を含め保護司と保護観察官の職務における関係性の在り方及び運用の見直しについて検討すること。

3. 待遇、活動環境

〔現状認識〕

「待遇」について、保護司法第11条（費用の支給）第1項において「保護司には、給与を支給しない。」とした上で、同法第2項において「法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。」とされている。保護司に対する補導費等の費用の支給については、保護司法施行当初（昭和25年）は、「保護司が、保護観察を担当したときは、予算の範囲内で担当一件につき一ヶ月五十円以内を支給する。」などとされていたが（補導諸費支給規則（昭和25年中央更生保護委員会規則第2号）第2条第1項）、一貫して補導費等の充実を図り、現在は、「保護司が保護観察を担当したときは、担当事件一件につき一箇月七千六百六十円以内の費用を支給する。」（保護司実費弁償金支給規則（昭和29年法務省令第47号）第2条）などとされている。

また、個々の保護司が行う処遇活動が困難化する中で、保護司相互の処遇協議や処遇に有効な地域の関係機関・団体との連携の推進など、保護司組織による組織的な活動支援の充実強化が求められたことから、平成10年5月に保護司法を改正し、保護司会及び保護司会連合会を法定化するとともに、保護司会の計画に基づく保護司の職務を明記（保護司法第8条の2）して、保護司会及び保護司会連合会の活動に係る保護司組織活動費の充実を図ってきた。

「活動環境」については、従来から、保護観察対象者を自宅に招き入れることが面接の形態として一番多いところ、自宅を面接場所にする際に感じる不安や負担感から、自宅以外の場所で面接を行う保護司も増え、平成20年度には、保護司の活動拠点となり一部面接場所も備えた更生保護サポートセンターの設置を開始し、令和元年度には全国886地区の全ての保護司会に設置を完了した。また、情報通信技術（ICT）を利用できる環境を整備するため、保護司が提出する報告書を電子化するなど、保護司活動の一部をインターネット上で実施できる「保護司専用ホームページ“H@（はあと）”」を開発し、令和3年度中から運用を開始するとともに、令和5年度中には全ての保護司会に保護司専用モバイル端末を配備することとしている。

さらに、令和5年で第73回を迎える“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラへの強調月間である7月を中心に、街頭での啓発活動等対面による広報活動に取り組んできたところ、コロナ禍の状況を踏まえ、SNSでの発信や広報動画の作成等非接触型の広報を積極的に行い、これまで運動に関心が低いとされた若年層にもその趣旨を伝えてきた。

このほか、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌、保護司に関する映画や漫画等を通じて、保護司になりたいといった方々からの保護観察所等への問い合わせが増えている。

他方で、保護観察等事件が減少しており、犯罪や非行の減少は日本社会にとって大変歓迎すべきことではあるが、結果的に事件担当による実費弁償金の支給額が減るために、保護司が保護司会に支払う会費に対する負担感が増している。保護司組織活動費の充実は、これまでいわば手弁当で行ってきた

活動に対して経費を支給するものであるが、経費支給のための事務手続を要するために、かえって当該事務が保護司・保護司会の負担につながっているという状況も生じている。

そうした中、①保護司は、地域社会への貢献という点においても「やりがい」のある活動であるものの、「やりがい」を楯にこれらの負担を受忍すべきとするならば、「やりがい搾取」ではないか、現状を前提とした今後の保護司適任者の確保は困難であるとの指摘があるほか、②補導費等については、原則として四半期ごとに精算され支給されていることから、活動に要する経費が何にどれだけ支給されているのかが分かりにくいとの指摘、③更生保護サポートセンターの設置場所や利用可能な時間帯が、危機場面等における臨機の対応が求められる保護司の面接場所としての利用に適したものとなっていないとの指摘がある。また、経験年数の短い保護司は保護司会活動の改善点等を進言しづらく、現状を変えられない閉塞感があるとの指摘がある一方、保護司会は、ボランティア精神を中心とし、組織的に活動することも多いが、一部には協調性を欠く保護司が存在し、保護司会の組織運営を困難にし、役員の疲弊を招いているとの指摘もある。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

全国の保護司に対しヒアリング等を行ったところ、主に次のような意見が寄せられている。

①会費・実費負担の軽減

- ・保護司会運営に関する経費としての会費徴収の在り方について、保護司の中には会費負担が重荷になっている人がいる。新任保護司確保の過程で年会費負担が理由で採用を辞退するケースもあった。保護司活動は無償のボランティア活動であることは分かっているが、経費負担でのボランティア活動に抵抗のある人もいる。
- ・適任者に保護司を依頼するときに、無報酬であるという説明がしづらいことが多い。実費弁償金は支給される旨の説明はするが、保護司となって保護司会会費の支出などがあることについて違和感を持たれる。報酬とまではいかなくても、会費など保護司が負担すべき支出の軽減を図るべき。
- ・保護司会の活動経費について、ボランティアとして活動しているのにも関わらず、なぜ自分たちがその経費の一部負担しなければならないのかといった意見も多い。国等の活動に対する支援があるのは理解しているが、活動に対する直接的な支援が厚くなれば、報酬等に対する不満も軽減されるのではないか。
- ・保護司が支払っている会費負担相当額分について国費で負担すべき。
- ・保護司個々の活動はボランティアでやむを得ないが、保護司会の活動に必要な経費については予算化を図る必要がある。
- ・保護司はボランティアであるが、活動にかかる経費については、保護司によるいわゆる「持ち出し」がなく、支給されるような制度設計を検討すべき。
- ・実費については、給与を支給しないとすると、職務を執行する為に要する費用の全額を支給すべき。

②報酬制の導入

- ・専門性が高く職業的に業務にあたる者として、資格制度により一定以上の知識や技能を習得した人材を採用することとし、待遇を公務員と

して報酬制とすることを検討すべき。

- ・公募制を導入した場合は、報酬制と実費弁償金の二本立てにすべき。
- ・各保護司の役割に応じて報酬を支払うべき。
- ・事件担当の機会は地域によってかなりの差があり、その他の活動も必ずしも一律的とはいえないことから、現状においては報酬制はなじまない。他方で、保護観察の高度化などに対応できる専門人材の育成の観点も必要と考えられ、業務に見合った報酬制の導入の検討の余地があるのではないか。
- ・時代の変化に伴い、無報酬のボランティアであることに不満を感じる保護司が増えてきた。次世代を担う保護司を確保するためには、報酬制の導入を検討してもよいのではないか。
- ・報酬制にした場合、一般的に報酬に見合った成果が求められるが、保護司としての仕事においてその成果の評価がどういったものとなるのか、一般国民にとって納得いくものなのかなど、制度導入にはかなりハードルが高い。
- ・各保護司により活動実態が異なると思われるため、「一律基準・固定的報酬制」には疑問を感じる。
- ・報酬制にすべきとの意見が見受けられるが、保護司法第1条の精神にそぐわない。
- ・保護司会としても若い保護司の思い・考えを柔軟に受け入れる必要はあるが、報酬制の導入には反対である。今までどおりの実費弁償金の支給でよい。保護司は崇高なボランティア活動との認識を再確認する必要があるのではないか。
- ・無報酬だからこそ対象者やその家族が心を許してくれる部分、地域で正しく評価してもらえる部分がある。先輩たちが長年続けてきたこの制度は変えるべきではない。
- ・報酬制には反対。実費弁償の何が不服なのか。ボランティアだからこそ言っていることも多々あるので、給与は支給すべきではない。ただし、費用弁償するにしても、現実に合わない旅費計算されているときがあるので、より実態に即した費用弁償が必要。
- ・報酬制については、慎重に検討する必要がある。保護司組織活動費や特殊事務処理費の予算を増やすなど、実費弁償金内の対応とした方が、保護司としても保護司会としてもよい。
- ・報酬制を導入した場合、最低賃金との関係や能力評価をどうするのか、活動内容の質や量による格差をどうするのか、やる気のある保護司とそうでない保護司との差をどうするのか、再犯した時の道義的責任をどうするのかなど問題があり、保護司にはなじまない。

③保護司実費弁償金の充実

- ・1件処理ごとの実費弁償金単価を上げて相応な金額を支給し、待遇面を改善して、社会的認知度と評価を高めるべき。
- ・現行の実費弁償金で十分であるが、困難なケースが増えていることや昨今の物価高騰を踏まえて、実費弁償金の単価を充実してほしい。一定額の保護司手当を創設してほしい。
- ・職務内容に比して、支給される国費が見合わない。実費弁償金の単価アップをすべき。
- ・保護司会費を負担に思っている方がたくさんいる。社会環境としては対象者が少なくなり大変喜ばしいが、実費弁償金でカバーしきれない

負担があることは確か。保護司組織運営費用、犯罪予防活動費用等の見直しを検討すべき。

- ・保護司の待遇については、社会奉仕の精神の観点から、給与ではなく実費弁償であることはやむを得ないが、実費弁償の対象とならない、保護司会事務等の活動に対する手当が必要。
- ・近年、保護司会運営のための事務量が増加している。予算増額により、本当に必要な領域への国費支給額を充実すべき。
- ・保護司組織活動費を拡充して、保護司会の実費弁償金収入が安定的に確保されれば、将来的には、保護司個人から徴収している会費の負担を軽減することも可能となる。
- ・保護司会活動に対する保護司組織活動費の支給はあるが、物価の高騰が収まらないことから経費の節減を余儀なくされているのが現状。
- ・旅費・宿泊費等について、保護司の行動実態（年齢や地域の交通事情等）に即していないので、改善すべき。
- ・実費弁償金が支給されても何に支払われたものなのかが分からぬので、明細を明らかにしてほしい。
- ・保護司実費弁償金の明細をもっと分かりやすくすべき。
- ・保護司の活動に対しては、現在、実費弁償金が支払われているが、実際にかかる経費を満たしているとは言いがたい。実費弁償金の増額等、保護司活動に対する金銭的援助や実費弁償金の請求手続き等の簡便化を図ることで、保護司会の負担を軽減することが重要。面接の際のちよつとした食事等に係る個人的出費があるのが実態。保護司が報われる基盤整備・制度設計とすべき。
- ・研修や各種会合への参加において、Zoom等の参加は移動が伴わないと実費弁償金が支払われない。若い現役世代からの保護司候補者確保の観点から、現行の実費弁償が移動に対する弁償であるのを時間拘束に対する弁償に変えるべきではないか。
- ・実費弁償金の対象となる活動について請求していないこともあるので、請求事務手続を簡素化してほしい。

④デジタル化の推進

- ・報告書の作成等の事務処理について、デジタル化を進めるための機材を補助すべき。
- ・今後、経理面や運営面において、各保護司会からフォーマットに数字等を入力すれば事務処理が出来るようなデジタル化を推進すべき。
- ・文書やフォーマットの統一化や各種手続きの簡素化を図るべき。
- ・更生保護や保護司活動の社会的認知度向上のために、紙媒体からデジタル広報へと全面的にシフトすべき。
- ・同年代保護司でオンライン交流できる機会や、若手から先輩保護司へ気軽に質問や相談ができるシステムを構築すべき。
- ・デジタル化の推進は必要であるが、高齢になると、各種機器を使いこなすことが難しいという現実がある。
- ・保護司の育成について、パソコン・スマホ・タブレット等の取扱いを保護観察所主導で研修会を開催するなど重点的に実施すべき。
- ・デジタル化については、習得困難な年齢層の保護司もいるので研修が必要である。もっと早くデジタル化を進めるべき。H@の使い勝手が悪いので、改善してほしい。

⑤更生保護サポートセンターや面接場所の充実

- ・地域ごとの格差が大きく、平日夜間や休日の利用が難しかったり、広い保護区では遠方にサポートセンターがあるため利用できないなど、保護区の実情に応じた多様な面接場所の設置を検討すべき。
- ・公共施設を面接場所として使用できるように、保護司会任せにするのではなく、保護観察所も積極的に地方公共団体と協議すべき。
- ・保護観察所で事務補佐員を雇用するのと同様に、サポートセンターにも事務補佐員等の採用の必要性を感じる。
- ・更生保護サポートセンターは立地や使用に制限があることから、地区的状況に応じて複数設置できるようにしてほしい。更生保護サポートセンター以外での多様な面接場所も必要となっている。

⑥保護司会の在り方

- ・あらゆる組織に言えることは、世代交代が滞った組織は疲弊していく。保護司会においても、同様のことが起こる危険性がある。
- ・例えば、支部・地区役員への若年者の就任を促進し、先輩保護司がその役員を支えて行く組織を目指すべき。70歳を過ぎたら、若手を育てるのが役割。
- ・現役世代の比較的若い保護司の多くは、本業が多忙のため、保護司会の研修や会合等への出席が難しく、他の保護司から不信感を持たれがちで、保護司会の中で孤立しがち。オンラインによる会合への参加や研修の受講を実施するなど、個々の保護司の生活スタイルに応じて保護司活動に参加できるようなシステム作りと、そうした対応を受入れることについて、保護司の意識改革が必要。
- ・若い人を確保することについて、組織が安定して持続するには、年代、世代的にバランスよく人が必要。現状では若い人が決定的に足りない。若い人、すなわち現役世代（有職者）が就任し、本職と保護司活動を問題なくできる仕組み作りが必要。
- ・保護司会の長老は、のちのち若手の保護司が活躍するようにしていくのが役目である。
- ・保護司会について、保護司が活動する上で必要と感じ、自分たちの組織として作り上げてきたものが法制化されたという歴史がやはり見えにくくなっている。
- ・各県連・各地区保護司会の事務局長の負担が増大しているため、事務局長へのなり手が不足している。待遇面を充実すべき。
- ・保護司会は、保護司会及び保護司会連合会に関する規則第4条に規定された保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝が乏しく、理解を深める必要がある。
- ・保護司会の事務処理について、例えば、保護司組織活動費の請求方法を保護局や地方更生保護委員会において、わかりやすいマニュアルを作成するなどして事務担当者の負担を軽減すべき。

⑦社会的認知度の向上・広報の在り方

- ・保護司は犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう保護観察官と協働して保護観察を行うことになっているが、一般的には保護司や更生保護についての認知度はいまだに低迷しているのが現状である。
- ・役所や学校を訪問しても、「保護司」という名前だけは知っているという人が多い。まだまだ保護司の仕事や更生保護についての認知度は低い。そのため、分かりやすいパンフレットを作成する、動画をテレ

- ビで流すなど、もっと一般の方々に知っていただく必要がある。
- ・地域社会での保護司の認知度の低さがなり手不足の一要因と思われるから、社明作文や出前授業の取組だけでなく、小学校・中学校・高校の教科書に保護司を記載することも必要ではないか。
 - ・保護司や保護司会の社会的認知度の向上に努めるべき。世界に誇れる保護司制度であることを、もっともっと広報すべき。保護司の認知度が広がれば、犯罪予防への効果も期待できる。
 - ・地域における広報活動には限界があるので、全国的なCMやバナー広告により、社会的認知度を上げる必要がある。
 - ・「社会を明るくする運動」などを通じて、保護司活動が広く世間に認識されるよう更に啓発していく必要がある。
 - ・保護司が保護観察対象者と向き合い、社会貢献しようという意欲が持てるような諸環境を整備すべき。
 - ・保護司が地域の安全・安心に寄与していることへの地方公共団体の理解が足りない。
 - ・就労している保護司に、年数日のボランティア休暇が付与される制度を新設すべき。
 - ・現役世代の保護司が活動しやすくするため、公務員に対する職務専念義務の免除や、保護司である従業員を雇用する雇用主に対する理解を求めるなどの取組を実施してほしい。

[今後講じていく施策等]

- (1) 地域社会の一般住民にとって、犯罪や非行をした人たちと関わり、その立ち直りを支えることは、ともすれば忌避されがちなことであり、このような大変な活動を無給のボランティアで行っているからこそ、まさに、保護司の活動が崇高な社会貢献の取組であると認識されている所以である。
- 保護司の無償性は、制度発足以来、地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、その価値は現代においても特筆すべきものであるところ、報酬制の導入の検討に当たっては、報酬制にすると保護司活動が労働として捉えられることとなり適当ではないなどの意見がある一方、幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには報酬制の導入に向けた門戸を閉ざすべきではないなどの意見があることを踏まえ、無給（実費弁償金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮して、引き続きその適否について検討すること。
- ~~(2) 現任の方を始め保護司ができるだけ長く保護司活動を継続していけるよう、金銭的ないわゆる「持ち出し」については、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、できる限りその軽減を図るとともに、保護司活動に対するインセンティブや表彰の在り方について検討すること。~~
-
- ~~(2)~~ (3) 保護司組織を維持・運営する観点からの会費の必要性については理解できるところ、会費の支払いが保護司の負担となり、やりがいに支障をきたしている状況について、保護局において、令和6年中に実態調査を実施するとともに、保護司会を維持・運営していくために必要な支援の充実を図ること。
- ~~(3)~~ (4) 保護局において、上記 ~~(2)~~ (3) の実態調査と併せて、経費支給手続に

おける保護司・保護司会が行う請求事務についての実態調査を実施するとともに、最近の物価高の影響等を含む、いわゆる「持ち出し」に関する分析を行い、できる限りその軽減を図るほか、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、保護司であるが故に必要となる活動に対する支援の充実を図ること。

(4) 保護局において、令和6年度中に、保護司会の会計事務処理の負担軽減に資するため、経理事務の簡略化を検討するとともに、これに応じた会計ソフト及びマニュアルを制作・配布すること。

(5) 保護司会・保護司会連合会において、会費の目的や必要性、その使途について、会員である保護司に対して丁寧に説明し、その理解を得ること。

(6) 地方更生保護委員会及び保護観察所において、保護司個人への実費弁償金が原則四半期ごとに支給されていることから、その明細を分かりやすく説明すること。――

(7) 現任の方を始め保護司ができるだけ長く保護司活動を継続していくよう、保護司活動に対するインセンティブや表彰の在り方について検討すること。

(8) 保護局等において、保護司活動のデジタル化を一層推進する。また、そのデジタル化の推進に当たっては、機器や端末を配備するだけでなく、保護司の利便性に配慮したマニュアルを作成したり、将来に必要となる保守・メンテナンス費用についても措置すること。――

(9) 更生保護サポートセンターは、保護観察対象者やその家族等との面接場所として利用されているだけでなく、保護司同士や保護司会と地域の関係機関・団体との間で実施される処遇協議、研修等を行う場所としても活用されているなど保護司・保護司会の活動の拠点として重要な機能・役割を果たしている。その一方で、平日夜間や休日の利用が難しい、広い保護区では遠方にあるため利用できないなどの意見があり、地方公共団体の一層の協力を得るなどして、その機能・役割をより充実させる必要があることから、更生保護サポートセンターの法定化などの必要な方策について検討すること。

(10) 更生保護サポートセンターについて、保護司や保護観察対象者等の利便性を踏まえた設置場所や利用時間（平日夜間・休日）となるようにすること。この点、更生保護サポートセンターが保護観察処遇等の実施場所でもあることから、などの更生保護サポートセンターの充実化を図るためにには、地方公共団体の協力を得るための協議が不可欠であるところ、かかる協議について、保護司・保護司会任せにせず、保護観察所において積極的に支援すること。

(11) 安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、そのや重要性もが増していること、地域活動には保護司会及び保護司会連合会の組織力が求められること

と、保護司組織の維持・運営には、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合いながら保護司会及び保護司会連合会を一体のものとして作り上げていく必要があることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に関する運用の見直しについて検討すること。

- (1 2±) 保護司会及び保護司会連合会は、幅広い年齢層の多様な保護司がその使命を全うできるように育成する上で重要な機能を有していること、保護司会及び保護司会連合会の世代交代を円滑に遂行するためにも、次世代の保護司を育成し、層の厚い保護司組織を構築していく必要があること、保護司の年齢構成に鑑みると、次世代の保護司の育成が急務であることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に掲げる任務の内容及びその運用の見直しについて検討すること。
- (1 3±) 保護司会は、適任者たる保護司が相互に協力し合いながら誠実かつ適切に組織運営をすることが求められているところ、適格性を欠くに至った保護司により適切な組織運営が妨げられるなどの事態が生じた場合には、保護観察所においても漫然とこれを放置することなく、保護司会と緊密に連携し、その意向を十分に踏まえながら、保護司法第12条第2項に基づく解嘱の申出を含めて、適時適切に手続を進めること。
- (1 4±) 保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則第3条において、「保護区の区域は、特別の事情がないかぎり、一又は二以上の市町村（特別区を含む。）の区域をもって定める」とこととされているところ、保護観察所及び保護司会において、地方公共団体との協力関係や保護司会の活動力・組織力の維持という観点、区域内の市町村の社会経済情勢に伴う人口変動等を総合的に勘案し、必要に応じて、区域の在り方（支部・分区の設置を含む。）を見直すこと。見直しに当たっては、保護区の会員たる保護司の総意を十分に踏まえつつ、丁寧に調整すること。
- (1 5±) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするために、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。
- (1 6±) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動を長く継続できるようにするために、保護観察所は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求めること、従業員である保護司の保護司活動に理解・協力している事業者・事業主に対して謝意を示すなどの配慮を行うこと、事業者・事業主がいわゆるボランティア休暇制度を導入している場合には、「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の趣旨を踏まえ、保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛けることなど、保護司活動の環境整備に取り組むこと。
- (1 7±) 学校との連携や法教育の一環として、保護観察官や保護司が学校等

に赴き、非行防止や薬物乱用防止、更生保護の概要について説明しているところ、保護観察官、保護司及び保護司会等の取組への理解・協力を深めるため、昨今の保護観察事件の動向を踏まえた保護観察官・保護司による処遇の実際の様子や、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与する保護司・保護司会の取組にも重点を置いて広報・啓発に取り組むこと。

- (1 8) 処遇活動や地域活動における学校等との連携を始め、高齢・障害を有する保護観察等対象者の増加や医療観察制度の導入、地域援助の取組などにより、更生保護の関連分野が広がっているところ、関連分野の関係者等における更生保護の意義や保護司・保護司会の取組についての理解・協力を図る必要があることから、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成課程の教育内容に刑事司法と福祉が加えられたことなどを参考にしつつ、更生保護と関連のある専門職等の養成課程の教育内容に更生保護を加えることについて検討すること。
- (1 9) 更生保護の意義、保護司の活動等について、令和5年度中に、インターネット広告の掲載を始めたところ、社会を明るくする運動や保護局X、保護局Instagram、法務省YouTubeチャンネル等の取組と有機的に連動させ、より幅広い層に対して継続的に訴求すること。
- (20-9) 令和3年3月に開催された世界保護司会議において採択された京都保護司宣言などを踏まえ、地域社会の安全・安心にとって重要な意義を有する保護司や保護司制度について国際的な認知度の向上や普及を図るべく、国際的な情報発信を推進すること。

4. 保護司の使命

〔現状認識〕

保護司法第1条（保護司の使命）には、「保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。」とある。

これは、保護司の活動は社会奉仕の精神に基づくものであるという、その本質的特徴を明示するとともに、2つの具体的活動を示し、より良い地域社会づくりと個人及び公共の福祉に寄与するという、活動の目的と意義を明らかにした規定である。

保護司法制定からこれまでの70年以上に渡る間、犯罪や非行の件数は増減を繰り返しているものの、世界的に見ても比較的安定した治安状況が実現できている一つの背景には、「人は変われる」という理念に基づき、地域のチカラをいかして支え合いながら安心して生きていける社会をつくりたいという利他の精神の下、保護司が地道な努力を積み重ねてきたことがあると言っても過言ではない。

令和3年3月に開催された第14回国連犯罪予防刑事司法会議、いわゆる京都コングレスにおいて、世界保護司会議が開催された。そこで採択された京都保護司宣言では、「地域ボランティアは、官ではなく民であるという立場を生かして、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することができる」ことから、「これら地域ボランティアの営みは、2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(the 2030 Agenda for Sustainable Development) の根底にある「誰一人取り残さない」(No one will be left behind) という理念に合致する」とされた。

高度に発展した資本主義経済社会において、利他の精神や人間愛に基づく保護司制度は社会が持続的に成長していくための礎であり、その価値観はいつの時代においても絶えることなく、社会の根底にしっかりと存在し続けなければならない。

しかしながら、急速に変化する現代社会において、保護司・保護司制度の在り方を見据えた時、保護司の使命はもとより、保護司法に規定されている内容について、ふさわしいものとなっているのか見直す必要があるのではないかとの指摘がある。

〔課題事項に対する保護司の主な意見〕

全国の保護司に対しヒアリング等を行ったところ、主に次のような意見が寄せられている。

①保護司の使命・活動の基本

- ・「あなたのために、地域のために」という基本は変えるべきでない。
- ・保護司としても地域における役割を再認識するとともに、誰もが住みやすい地域の構築の一翼を担うといった観点が大切。
- ・保護司の使命は、あくまでも対象者の改善更生へのお手伝いをすることが最大の使命。
- ・保護司活動は、対象者の処遇だけでなく、犯罪予防活動などの地域活

動も考慮する必要がある。

- ・保護司の使命とは、今までの保護司の活動の積み重ねが整理されたものであり、上から与えられたものではないことを忘れていないか。
- ・保護司の技術的な面を学ぶのも重要だが、そもそも保護司とは何かということを現職の保護司皆が改めて考えることが必要である。
- ・保護司には、それまでのキャリアのためか、指導者意識が強すぎる人が多い。
- ・非常勤の国家公務員であるという「名誉」と「誇り」を傷つけることのない品格を備え、献身的に活動をしていると認識され、地域の代表として、地域の人々にとって「誇れる存在」であること。更生保護は地域社会の中で行われる。このような保護司の有り様を求め続けることが質の確保につながる。
- ・社会的包摂の理念のもと、罪を犯した人、非行のある少年も、「誰も排除されず、全員が平等に社会に参加する機会を持つこと」、「誰もが地域の一員であるという考え方」を持って保護司の職務に当たることが重要。すなわち、持続可能な開発目標（SDGs）の中心にある「誰一人取り残さない」という理念そのもの。
- ・保護司の使命をよく理解していない保護司が散見されるので、自覚させる必要がある。

②これからの時代を見据えた在り方

- ・地域社会が抱える課題は、昨今の価値観の違いや一人ひとりの個性が重視される中、複雑化しているように感じる。大きな目的は、多くの人がその地域において住みやすい環境を創出していくことにある。そのための一つとして、保護司活動が位置付けられる。保護司としても、大きな視点で活動に当たる意識の醸成が必要。
- ・保護司の使命は、一義的には犯罪者・非行少年の改善更生であると考えているが、事件数の減少に伴い、事件を担当していない保護司が増えている。また、犯罪予防活動については、地域社会にある程度浸透しているが、犯罪者等の更生保護が直接的に地域社会に貢献する活動とは捉えにくく、保護司の使命を地域社会の貢献の観点からどのように認識してもらうかが課題。
- ・現在も、これからも、保護司の不变的使命の基本は、保護観察と生活環境調整。中でも重要なのは、まず対象者の話を良く聞く事。保護司は、多能的に活動することを希求するのではなく、単能的な活動をきちんと遂行する意思を確認し、共有し、発信して行くことが必要。
- ・地域社会に貢献する更生保護という理念を大切にし、フォローアップをするなど地域社会に貢献する必要がある。
- ・保護司の使命の内容は、言葉的には素晴らしいが、崇高すぎて理解が難しい部分がある。保護司一人ひとりの理想の保護司像を具現化した、一般の人にも分かりやすい使命を再構築していく必要がある。
- ・保護司の使命は、処遇活動及び地域活動によって成り立っているが、最近では保護観察等事件数が減少していることもあり、犯罪予防活動や関係機関・団体との連携を始めとする地域活動の比重が重くなっている。
- ・地域社会における保護司に対する認知度が低いため、基礎自治体への広報を始め保護観察所が積極的に行うべき。

③保護司法関係

- ・第1条に、「犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり」とあるが、SDGsの文脈からそぐわないで、「犯罪の予防と犯罪や非行をした者でも取り残さない地域社会の建設のための世論の啓発に努め」などと改正すべき。
- ・第1条に、「もつて地域社会の浄化をはかり」とあるが、人は塵芥ではないので、修正すべき。
- ・第1条の「浄化」という文言に、日々、違和感を感じる。「浄化」という文言には、悪いことをした人を排除するというイメージがつきまとふ。
- ・現代の、そして、これから時代を見据えた保護司法における「保護司の使命」として、「誰一人取り残さない社会的包摶」の理念を盛り込むべき。
- ・保護司は、「対象者と向き合い、被害者に心を寄せて活動すること」、「犯罪予防活動を主として地域社会の安寧に寄与すること」などを車の両輪として明確にすべき。
- ・保護司の使命には、保護観察対象者との関係だけでなく、地域社会で求められる活動も取り入れ、地方公共団体や関係機関・団体との協働、連携を強化することを掲げるべき。
- ・今から、70年以上前、昭和25年に制定された法律と今の社会の実態、あるいは、保護司の実際の取組みとの間には、乖離が生じている。第1条は、この法律の存在意義を表すものであり、保護司制度の中核に位置付けられる。
- ・人口の減少と高齢化が進む現代社会において、事件数の減少も踏まえて、定数は見直すべきではないか。
- ・全国の保護司定数はさておき、各保護区の定数の見直しはすべきである。
- ・定数にとらわれることなく、柔軟に運用すべきではないか。
- ・事件数の減少を踏まえ、保護区ごとの定数を見直すべきではないか。保護司定数にとらわれすぎるのはよくないのでないか。
- ・地方公共団体は、第17条において、「必要な協力をすることができる」ではなく、「協力をする」に改正すべき。
- ・保護司法については、誰一人取り残さない社会の実現や再犯防止推進法など昨今の状況を踏まえた分かりやすい内容となるよう見直しをすべき。

〔今後講じていく施策等〕

- (1) 保護司法第1条（保護司の使命）に掲げる保護司の使命について、「地域社会の浄化」などの文言が時代にそぐわざ伝わりにくいといった意見や保護司の実際の活動と乖離が生じているといった意見がある。こうした意見を踏まえ、保護司は、保護観察等対象者に寄り添い、改善更生を助けることによって再犯防止にも貢献していること、世論の啓発以外にも犯罪の予防に関する活動を行っていること、地域社会を構成する一員として安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与していることなどを念頭に、更生保護法制全体との調和にも配慮した上、保護司の使命の内容がこれからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討すること。

- (2) 保護司法第2条第2項において、保護司の定数は、全国を通じて、5万

2千5百人をこえないものとするとされているところ、人口減少や高齢化、保護観察等事件数の減少を踏まえ、定数を見直すべきではないかなどの意見がある一方で、保護観察等事件数が減少して処遇活動の機会が少なくなっているものの地域活動の比重が増しており、地域活動には組織力として一定程度の規模が必要であることから定数は維持すべきであるなどの意見があることから、全国の保護司数の上限としての定数は維持しつつも、保護司適任者の確保に当たっては、適格性を担保する観点から、定数の充足率のみにとらわれることなく、柔軟に運用すること。また、保護区ごとの保護司の定数については、地域の事情や保護司会の意向を勘案して、適時適切に見直すこと。

- (3) 幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、いわゆる地域の名士にとどまらない多様な保護司像が求められる。その中にあって、保護司にはその基本的な資質として人格及び行動に誠実さや信頼性が求められることはもとより、保護司会の会員として組織的な活動に取り組むに当たり相互に協力し合うことが要請される。こと、また、多忙とされるいわゆる現役世代の者であっても、地域活動を含む保護司活動のために必要最小限の在勤時間を調整・確保できさえするのであれば保護司の適任者たり得る。以上のことなども踏まえ、保護司法第3条（推薦及び委嘱）第1項各号に掲げる保護司の具備条件及びその運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (4) 保護司法第7条において、保護司の任期は、2年とするとされているところ、保護司に委嘱されてから、処遇活動や地域活動といった保護司活動を経験・理解する機会を通じて保護司としてその能力等を向上させていくことが大切であるため短いといった意見がある一方、あまりに長期の任期とすることは、保護司のなり手確保を困難にしかねないといった意見があることを踏まえ、特に多忙とされるいわゆる現役世代にとって、保護司になることを躊躇させる要因となることなく、保護司に委嘱後、任期中に保護司活動を理解・経験する機会が増えることで、長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、任期の見直しを検討すること。【再掲】
- (5) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第4条（国等の責務）第2項及び第24条（地方公共団体の施策）に基づき、地方公共団体においても再犯の防止等に関する施策に取り組んでいくこと、保護司活動と当該地方公共団体の取組は密接に関連していること、保護司からは公共施設内での更生保護サポートセンターの開設や幅広い保護司候補者の推薦などについて、地方公共団体の更なる協力を求める意見があることを踏まえ、保護司法第8条の2（職務の遂行）第3号や保護司法第17条（地方公共団体の協力）の見直しについて検討すること。
- (6) 更生保護サポートセンターは、保護観察対象者やその家族等との面接場所として利用されているだけでなく、保護司同士や保護司会と地域の関係機関・団体との間で実施される処遇協議、研修等を行う場所としても活用されているなど保護司・保護司会の活動の拠点として重要な機能・役割を果たしている。その一方で、平日夜間や休日の利用が難しい、広い保護区

では遠方にあるため利用できないなどの意見があり、地方公共団体の一層の協力を得るなどして、その機能・役割をより充実させる必要があることから、更生保護サポートセンターの法定化などの必要な方策について検討すること。【再掲】

- (7-6) 安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、その重要性も増していること、地域活動には保護司会及び保護司会連合会の組織力が求められること、保護司組織の維持・運営には、幅広い年齢層の保護司が相互に協力し合いながら保護司会及び保護司会連合会を一体のものとして作り上げていく必要があることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に関する運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (8-7) 保護司会及び保護司会連合会は、幅広い年齢層の多様な保護司がその使命を全うできるように育成する上で重要な機能を有していること、保護司会及び保護司会連合会の世代交代を円滑に遂行するためにも、次世代の保護司を育成し、層の厚い保護司組織を構築していく必要があること、保護司の年齢構成に鑑みると、次世代の保護司の育成が急務であることを踏まえ、保護司法第13条（保護司会）及び同第14条（保護司会連合会）に掲げる任務の内容及びその運用の見直しについて検討すること。【再掲】
- (9-8) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動に従事できるようにするため、国若しくは地方公共団体又は事業者若しくは事業主において、保護司活動に対して理解・配慮し、公務員又は従業員から保護司を兼ねることを求められた場合にこれを積極的に許可することや職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討すること。【再掲】
- (10-9) 安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に向け、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、その重要性も増していること、人間科学の専門的知識を有する保護観察官と地域社会との密接な関係を有する保護司とが、それぞれの優位性を活かしつつ相互に補完し合いながら職務を遂行することにより、相乗効果を発揮できる関係であるべきことを踏まえ、関係法令を含め保護司と保護観察官の職務における関係性の在り方及び運用の見直しについて検討すること。【再掲】

参考1 検討会構成員名簿

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会構成員

井上 東 公認会計士
法務省政策評価懇談会構成員

川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
再犯防止推進計画等検討会構成員

清永 聰 日本放送協会解説主幹

倉吉 敬 前中央更生保護審査会委員長

小西 曜和 早稲田大学法学学術院教授

杉本 景子 千葉県保護司

野見山優子 福岡県保護司

宮川 崇 香川県保護司

柳川 義信 神奈川県保護司

山元 俊一 東京都保護司

横田 韶子 株式会社コラボラボ代表取締役

押切 久遠 法務省保護局長

(敬称略)

参考2 検討会スケジュール

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会スケジュール

(令和5年)

- 5月17日 第1回 論点と論点ごとの課題について意見交換
論点・論点ごとの課題事項の確定
- 6月20日 第2回 保護司・保護司会の視察・ヒアリング
(大田区保護司会更生保護サポートセンター)
- 7月27日 第3回 論点について意見交換
(推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命)
- 8月30日 第4回 論点について意見交換
(職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命)
- 9月21日 第5回 論点について意見交換
(待遇、活動環境、保護司の使命)
- 10～11月 地方別保護司代表者協議会との意見交換【事務局】
- 12月21日 第6回 論点について意見交換(保護司の使命等)

(令和6年)

- 2月21日 第7回 中間取りまとめ案について意見交換
- 3月28日 第8回 中間取りまとめの確定

参考3 保護司関係法規

◎保護司法（昭和25年法律第204号）

（保護司の使命）

第一条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（設置区域及び定数）

第二条 保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める区域（以下「保護区」という。）に置くものとする。

- 2 保護司の定数は、全国を通じて、五万二千五百人をこえないものとする。
- 3 保護区ごとの保護司の定数は、法務大臣がその土地の人口、経済、犯罪の状況その他の事情を考慮して定める。
- 4 第一項及び前項に規定する法務大臣の権限は、地方更生保護委員会に委任することができる。

（推薦及び委嘱）

第三条 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が、委嘱する。

- 一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - 二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
 - 三 生活が安定していること。
 - 四 健康で活動力を有すること。
- 2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。
 - 3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。
 - 4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、保護司になることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
- 三 心身の故障のため職務を適正に行うことができない者として法務省令で定めるもの

（保護司選考会）

第五条 保護観察所に、保護司選考会を置く。

- 2 保護司選考会は、委員十三人（東京地方裁判所の管轄区域を管轄する保護観察所に置かれる保護司選考会にあつては、十五人）以内をもつて組織し、うち一人を会長とする。
- 3 保護司選考会の委員には、給与を支給しない。
- 4 この法律で定めるもののほか、保護司選考会の組織、所掌事務、委員及び事務処理の手続については、法務省令で定める。

第六条 削除

(任期)

第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。

(職務の執行区域)

第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。

(職務の遂行)

第八条の二 保護司は、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて当該地方更生保護委員会又は保護観察所の所掌に属する事務に従事するほか、保護観察所の長の承認を得た保護司会の計画の定めるところに従い、次に掲げる事務であつて当該保護観察所の所掌に属するものに従事するものとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝の活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
- 三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力
- 四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの

(服務)

第九条 保護司は、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 保護司は、その職務を行うに当つて知り得た関係者の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努めなければならない。

第十条 削除

(費用の支給)

第十一条 保護司には、給与を支給しない。

2 保護司は、法務省令の定めるところにより、予算の範囲内において、その職務を行うために要する費用の全部又は一部の支給を受けることができる。

(解嘱)

第十二条 法務大臣は、保護司が第四条各号の一に該当するに至つたときは、これを解嘱しなければならない。

2 法務大臣は、保護司が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、保護観察所の長の申出に基づいて、これを解嘱することができる。

- 一 第三条第一項各号に掲げる条件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。
- 三 保護司たるにふさわしくない非行があつたとき。

3 保護観察所の長は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による解嘱は、当該保護司に解嘱の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。ただし、第四条第一号に該当するに至つたことを理由とする解嘱については、この限りでない。

(保護司会)

第十三条 保護司は、その置かれた保護区ごとに保護司会を組織する。

2 保護司会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- 四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの
(保護司会連合会)

第十四条 保護司会は、都道府県ごとに保護司会連合会を組織する。ただし、北海道にあっては、法務大臣が定める区域ごとに組織するものとする。

- 2 保護司会連合会は、次に掲げる事務を行うことを任務とする。

- 一 保護司会の任務に関する連絡及び調整
- 二 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- 三 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- 四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの
(保護司会等に関し必要な事項の省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、保護司会及び保護司会連合会に関する必要な事項は、法務省令で定める。

(表彰)

第十六条 法務大臣は、職務上特に功労がある保護司、保護司会及び保護司会連合会を表彰し、その業績を一般に周知させることに意を用いなければならない。

(地方公共団体の協力)

第十七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与することにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。

(省令への委任)

第十八条 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な細則は、法務省令で定める。

◎更生保護法（抄）（平成19年法律第88号）

(保護観察官)

第三十一条 地方委員会の事務局及び保護観察所に、保護観察官を置く。

- 2 保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。

(保護司)

第三十二条 保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

(保護観察の実施者)

第六十一条 保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察対象者の特性、とるべき措置の内容その他の事情を勘案し、保護観察官又は保護司をし

て行わせるものとする。

- 2 前項の補導援護は、保護観察対象者の改善更生を図るため有効かつ適切であると認められる場合には、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができる。

（刑執行終了者等に対する援助）

第八十八条の二 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができる。

（更生保護に関する地域援助）

第八十八条の三 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

◎保護司会及び保護司会連合会に関する規則（抄）（平成11年法務省令第2号）

（保護司の従事する事務）

第一条 保護司法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第八条の二第四号に規定する法務省令で定める活動は、次のとおりとする。

- 一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、その者を雇用する事業主の確保その他の雇用の促進を図る活動
- 二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるために、教育、医療又は福祉に関する公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
- 三 犯罪の予防を図るために、公私の団体又は機関からの協力の促進を図る活動
- 四 犯罪の予防に寄与する公私の団体又は機関（地方公共団体を除く。）の施策又は活動への協力
- 五 犯罪の予防に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動

（保護司会の任務）

第四条 法第十三条第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動
- 四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。

（保護司会連合会の任務）

第十三条 法第十四条第二項第四号に規定する法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保護司の職務に関する研修
- 二 保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に関する広報宣伝
- 三 保護司の人材確保の促進に関する活動

四 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。